

証券コード 6548
平成29年6月13日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
サンシャイン60・46階

株式会社旅工房

代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後6時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午後2時（受付開始午後1時30分）
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
サンシャインシティ・ワールドインポートマートビル5階
サンシャインシティ会議室 Room 13
3. 会議の目的事項
 - (1) 報告事項
第23期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - (2) 決議事項
議 案 取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tabikobo.com>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、円・ドル相場が4月の111円台から8月には一時100円台まで円高が進行する一方、12月には再び117円台まで円安となる等、為替相場の急激な変動により先行きに不透明な状況が続きました。また、個人消費も景気の先行きへの不安感から回復が遅れる等、総じて停滞感が強い状況でした。

当社が属する旅行業界につきましても、平成27年11月のフランス同時多発テロに加えて、平成28年もベルギーやトルコ等でテロが発生したほか、国内においても平成28年4月に熊本地震が発生する等、主に外的要因による影響で弱含みで推移しました。その結果、当事業年度の我が国主要旅行者49社の総取扱額は、平成28年4月を除き平成29年2月までの各月において軒並み前年同月を下回る状況が続いております（平成28年7月から平成29年5月公表、観光庁「主要旅行者の旅行取扱状況速報」平成28年4月分から平成29年2月分）。

このような経済状況ではありましたが、当社は、渡航先の地域に特化した豊富な商品知識に裏打ちされた「トラベル・コンシェルジュ」の接客対応品質のさらなる向上のため、海外派遣を含む教育研修を積極的に実施してまいりました。「お客様が本当に求めている旅をご提案する」という当社 credoのもと、お客様のご要望に応じた旅行プランのアレンジや、魅力的な企画の商品をリーズナブルな価格で提供するといった商品企画力の向上にも努めました。

また、当社のブランド戦略の再構築にも取り組み、平成28年10月に当社ブランドのリニューアルを行いました。具体的には、「TABIKOBO」のロゴマークを変更し「SEE THE WORLD」のタグラインを新設するとともに、「Tabikobo Red」をテーマカラーとしてウェブサイトの刷新を行いました。また、ウェブサイトのデザインの変更にとどまらず、ユーザー調査結果等を踏まえたインターフェースの再設計を行った結果、ウェブサイトの変更前と比べて、自社サイトを經由した旅行のお問合せ数やコンバージョン率（ウェブサイトを訪問するユーザー数全体から旅行のお問合せに至ったユーザーの割合）が改善いたしました。

経費面につきましては、業容拡大に伴う人件費の増加や、決済関連手数料や外部専門家への業務委託手数料等の各種費用の増加が見られたものの、経営管理体制の一層の強化を行い、経費の節減と効率的な使用に努めました。

以上の結果、当事業年度における売上高は22,511,964千円（前期比3.8%増）、

営業利益は295,498千円（同32.2%増）、経常利益は282,701千円（同28.7%増）、当期純利益は181,028千円（同38.3%増）となりました。

なおセグメントの業績については、当社は単一セグメントであるため、記載を省略いたします。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

当事業年度中の主な設備投資として、当社事業運営を行うためのソフトウェア開発に伴い、総額64,763千円の投資を実施いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第20期 平成26年3月期	第21期 平成27年3月期	第22期 平成28年3月期	第23期（当期） 平成29年3月期
売上高（千円）	17,843,788	20,825,238	21,680,453	22,511,964
経常利益（千円）	31,609	108,936	219,686	282,701
当期純利益（千円）	12,853	82,388	130,892	181,028
1株当たり当期純利益（円）	7.14	45.77	72.72	100.57
総資産（千円）	2,397,859	2,776,676	2,744,414	2,801,991
純資産（千円）	28,466	112,640	215,946	411,435
1株当たり純資産額（円）	15.81	62.58	119.97	228.58

(注) 当社は、平成28年2月16日付で普通株式1株につき10株の割合で、平成28年12月10日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、第20期（平成26年3月期）の期首に当該分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後、日本国内の少子高齢化と人口減少が進む一方、新興のオンライン旅行会社の参入や成長により、国内の旅行業界の競争は激化することが予想されます。一方で、東京オリンピックの開催や海外からの訪日客の増大によって、海外から国内へのいわゆるインバウンド市場の成長が期待されるほか、ASEAN諸国をはじめとする新興国の経済発展に伴って日本国外における旅行需要の増大が見込まれております。さらには、スマートフォン等の通信端末の進化や新たなオンラインメディアの誕生により、いままでとは異なるマーケティング機会や新たな技術が日々登場しております。そのような状況の中、当社は以下のような課題に対処すべきと認識しています。

(商品企画力の向上)

旅行会社における商品企画力は、製造業における研究開発と同様、お客様に対して価値を提供するための重要な能力です。旅行市場が右肩上がりに成長している間は、航空券や宿泊施設を大量で安価に仕入れ数多く手配する能力が競争における主要な差別化の要素でしたが、今後、オンライン化が進み事業者の旅行の手配業務への参入が容易になることにより、他社との差別化において旅行の企画力がこれまで以上に重要になるものと考えております。

当社は、これまで企画担当者の現地研修や社内での勉強会をはじめとする商品企画力強化のための取り組みを行ってきましたが、他社とのさらなる差別化のために現地情報のデータベース化による知識の集約や社内研修等を活用した共有のための取組みを強化して、企画力の向上を図っていきます。

(トラベル・コンシェルジュ教育)

オンラインでの旅行商品販売が拡大するにつれ、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズに応えるために、当社の特徴である「トラベル・コンシェルジュ」による接客の重要性は高まっていくと考えており、高いスキルを持った優秀な「トラベル・コンシェルジュ」を確保し、その能力を高めることが当社の課題であると認識しております。

当社では、「トラベル・コンシェルジュ」の教育を専門に行う「教育セクショ

ン」を設け、継続的な研修実施や外部講師の招聘等により「トラベル・コンシェルジュ」の接客力・対応力向上に努めております。また、随時、海外研修に派遣して現地を実際に体験することにより、「トラベル・コンシェルジュ」として必要な知識のみならず、より実践的かつ具体的な旅のアドバイスにつながる知見の獲得に努めております。これらの活動を通じて、オンライン完結型では困難な「人の温かみ」と「柔軟性」、すなわち人間によるヒアリングや旅行提案という価値をさらに高めていくために、「トラベル・コンシェルジュ」の教育の強化を進めていきます。

(システム強化)

株式会社 J T B 総合研究所の調査によれば、旅行申込みのうちインターネットが占める割合は年々増加し、平成27年は62.2%と過去最高を更新しております（平成28年7月 株式会社 J T B 総合研究所「JTB REPORT 2016」）。スマートフォン等の情報端末の進化や電子商取引市場の拡大を勘案すると、今後もインターネット経由での売上が増えることが予想されます。

当社での旅行商品の取扱いにはインターネットを通じたオンライン販売が中心であり、インターネットを利用して旅行商品を購入する消費者の割合が増えれば当社の対象マーケットは拡大し、当社の今後の成長に寄与することが見込まれます。当社では、すでにシステム上で予約が完結する「オンライン・パッケージ」システムを稼働させており24時間の自動予約に対応しておりますが、旅行商品データベースの充実やサーバの機能増強等、引続きオンライン予約システムの機能強化を推進してまいります。また、情報端末の多様化への備えや画面上でユーザーが見やすく使い勝手の良いウェブサイト作りに取り組む等、利便性の高いウェブサイトの構築を進めてまいります。

(マーケティングの進化)

スマートフォン等の情報端末や技術の進化、日々の生活へのSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）の浸透、新たなオンラインメディアの登場等により、消費者のインターネット上での購買行動が変化していくことが予想されます。その結果、中長期的には、これまでのインターネット上での広告手法や旅行系のポータルサイトを通じた集客が通用しなくなり、これまでとは異なるマーケティング手法への対処が必要となるものと考えております。

当社では今後のマーケティングの進化を課題と位置づけ、従来の手法にとらわれない新たなマーケティングの方法を模索してまいります。

(ブランド認知度の向上)

旅行業界において、大手の同業他社と比較したとき当社の認知度はまだまだ低いものと思われます。また、旅行商品は個人の消費支出の中では比較的単価の大きな商品であることから、旅行会社の選択にあたっては旅行会社の信頼性及び信用力も重要な要素となっております。多くのお客様から問い合わせを受け、お客様からの信頼を得るには当社の認知度向上と信頼性及び信用力の向上が不可欠と考えています。当社のブランド価値、認知度及び信頼性向上のため、積極的にPR施策を行ってまいります。

(海外市場の開拓)

今後、国内の人口減少が進む一方で、海外から国内へのインバウンド需要の拡大や新興国での旅行需要の増加が見込まれています。かかる環境の変化をみずえて、当社では訪日外国人のインバウンド旅行対応強化と日本国外における海外から海外への三国間旅行事業の強化を重要な戦略の一つとして位置付けております。

当社では訪日外国人のインバウンド旅行事業をすでに進めており、また成長著しいASEAN市場の旅行需要に対応すべく、先行地域としてインドシナ地域（ベトナム、カンボジア、ラオス）の戦略拠点となる現地法人をベトナムに設立しております。今後も、インバウンド旅行事業のさらなる強化と海外における旅行需要獲得のため、東南アジアの新興国を中心に海外における販売拠点を設けて、現地での旅行市場の開拓を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションルツアーの手配等を行っております。また、個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

当社は、旅行業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主要な事業についてその特徴を記載します。

(個人旅行事業)

個人のお客様に対し、海外向けを中心とするパッケージ旅行を企画・販売するとともに、単品での航空券販売、宿泊手配、オプションルツアー、海外旅行保険等の手配を行っています。

個人旅行事業における当社の特徴は以下のとおりです。

①インターネットでの顧客獲得

当社では、パッケージ旅行等の旅行関連商品の販売チャネルを自社ホームページや他社が運営する旅行系のポータルサイトといったインターネット上での販売に絞り込むとともに、お客様とのやり取りについてはメール及び電話を主な手段としています。これによって、店舗開設・運営にかかる固定費を削減し、コストの低減を図っております。

②「トラベル・コンシェルジュ」による旅行カスタマイズ

当社ではインターネット上で顧客獲得を行っておりますが、旅行商品の販売手段としては、①個人のお客様の旅行予約に際し「トラベル・コンシェルジュ」がサポートする仕組みと、②自動化された販売システムを使用してお客様ご自身の操作によりウェブサイト上で予約手続きが完結するオンライン販売システムの2種類があります。

当社では、独自に実施したインターネットユーザーの行動調査により、オンライン予約の過程で多数のユーザーが「商品ページに記載されているよりも詳細な情報を知りたい」「初めての旅行先は相談して最終決定したい」「複雑な旅程や条件で予約したい」等、システムによるオンライン予約だけでは対応できない潜在ニーズがあることを把握しております。

これらの潜在ニーズに応えるため、当社ではシステムによるオンライン予約と、システムで対応しきれないお客様に対して、方面別に旅行先の情報に精通したプロフェッショナルによる電話やメールでの対応を組み合わせた「ハイブリッド戦略」を推し進めています。

具体的には、旅行先の方面別に「トラベル・コンシェルジュ」と呼ぶ担当者を配置し、お客様からインターネットでいただいたお問い合わせをもとに、担当する地域に精通した「トラベル・コンシェルジュ」が電話及びメールでご要望のヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに必要に応じて旅行内容のカスタマイズや旅程の組み直しを行って、一人ひとりのお客様に最適な旅行を提供するための体制を整えております。

これにより、自宅に居ながらにして旅行予約ができるオンラインの利便性を確保しつつ、こだわりのあるお客様のニーズにも応えられる付加価値の高い商品提案を行っております。

③24時間対応のオンライン予約システム

当社は、「トラベル・コンシェルジュ」がお客様のご予約をサポートする仕組みに加えて、旅行業界の中で急成長している分野である24時間対応のオン

ライン予約を強化しており、お客様が航空券とホテルの組み合わせをシステム上で自由に選べるダイナミックパッケージと従来型の既製旅行パッケージを販売しております。

オンライン販売システムを利用する場合、24時間いつでも旅行商品の予約が可能となっており、曜日や時間を問わず今すぐ予約したいというお客様のニーズに対応しております。

④方面別組織による付加価値の高い旅行商品の提供

当社では、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等の方面別に組織を分けており、それぞれの部署が旅行の企画から予約、手配までを一貫して行う体制としております。目的地の地域ごとにお客様のニーズが異なることから、地域特性に応じた商品の企画及び販売を可能とすることで、価格競争力のみならずお客様のニーズに即した付加価値の高い旅行商品を提供しております。

当社ではこれら方面別の組織を「セクション」という組織単位で呼称しており、当社の個人旅行事業に係る各事業年度末日時点のセクション数の推移は、以下のとおりとなります。

方面	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
アジア	8	7	7	7	6
ビーチ	8	8	9	9	11
アメリカ欧州	5	8	8	11	11
その他	3	3	3	3	5
合計	24	26	27	30	33

(注) ビーチ方面とは、ハワイ、バリ島、グアム等のアジア太平洋地域のビーチリゾートエリアをいいます。

(法人旅行事業)

企業、官公庁、学校法人等のお客様に対し、国内及び海外への業務渡航手配を行っています。また、法人のお客様向けの団体旅行も取扱っており、少人数のグループ旅行から数百人規模の大型の旅行まで、研修旅行、報奨旅行はもちろんのこと、専門性の要求される国際会議、展示会、学会やコンサート等の各種イベント向けの旅行についても取扱っております。

(インバウンド旅行事業)

海外から日本を訪れる訪日外国人を対象としたインバウンド旅行の手配を行っています。現在は、海外の企業や団体等による業務渡航や団体旅行への対応

が中心となっておりますが、今後は国内の宿泊施設等とのネットワークを充実させて、個人による訪日旅行についても注力してまいります。

これらの主要事業における旅行取扱額は以下のとおりとなります。

	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
個人旅行事業 (千円)	11,412,261	15,426,929	17,719,934	17,750,310	17,466,406
法人旅行事業 (千円)	2,646,034	3,134,900	3,593,707	3,904,111	4,361,379
インバウンド旅行 事業(千円)	—	22,600	345,903	457,282	660,805
合計(千円)	14,058,295	18,584,430	21,659,545	22,111,704	22,488,591

(6) 主要な事業所等 (平成29年3月31日現在)

名 称	所在地
本 社	東京都豊島区
札幌支店	北海道札幌市中央区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
福岡支店	福岡県福岡市中央区

(注) 新宿支店は平成29年3月31日をもって閉鎖いたしました。

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
287名	25名増	30.2歳	3.1年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。なお、他社から当社への出向者
はございません。
2. 従業員数には、使用人兼務でない取締役、監査役、臨時雇用者（パート・アルバイト・イ
ンターン及び派遣社員）は含まれておりません。
3. 従業員増加の主な理由は、業容の拡大に伴い新卒新人を採用したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

①子会社の設立

当社は、平成28年12月14日付でベトナムに子会社Tabikobo Vietnam Co. Ltd.
（当社の出資比率100%）を設立しました。

当社では、海外事業戦略強化と日本人観光客の取扱い増加を目指すべく、成
長著しいASEAN市場における先行地域として、ベトナムに現地法人を設立いたし
ました。当該子会社はインドシナ地域（ベトナム、カンボジア、ラオス）の戦
略拠点として、今後のベトナムを中心としたインドシナ地域におけるインバウ
ンド・アウトバウンド事業の事業戦略策定、市場調査、現地パートナー企業と
の関係構築等を推進してまいります。

②当社株式の上場

当社は、平成29年4月18日に東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしま
した。当該上場に伴う平成29年4月17日を払込期日とする公募増資及び平成29年
5月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行
った第三者割当増資により、資本金は426,526千円となりました。

2. 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,800,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 24名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
高 山 泰 仁	1,383,600	76.87
坂 井 直 樹	100,000	5.56
野 口 孝 寿	71,800	3.99
葛 野 悦 子	20,000	1.11
戸 田 輝	20,000	1.11
前 澤 弘 基	20,000	1.11
中 野 清 花	20,000	1.11
船 渡 川 崇	20,000	1.11
太 田 耕 一 郎	20,000	1.11
川 尻 郁 夫	20,000	1.11

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①平成28年12月10日付で1株に対し100株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,782,000株増加しております。
- ②平成28年12月10日付の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成28年12月10日をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を6,930,000株増加し、7,000,000株としております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権			
発行決議の日	平成28年2月17日			
新株予約権の数(個)	949			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,900(注)1			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107(注)1			
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年2月7日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107(注)1 資本組入額 54(注)1			
新株予約権の行使の条件	(注)2			
役員 の 保有 状況		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数(注)1	保有者数
	取締役 (社外取締役を除く)	410個	普通株式 41,000株	5名
	社外取締役	50個	普通株式 5,000株	2名
	監査役	20個	普通株式 2,000株	1名

- (注) 1. 平成28年11月16日開催の取締役会決議により、平成28年12月10日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
2. 新株予約権の行使にかかる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、以下(i)から(iii)までの期間ごとに、以下(i)から(iii)に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
 - (i) 株式公開日と平成30年4月1日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年間は、新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の数(以下「割当数」という。)の3分の1を上限として行使することができる。
 - (ii) 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
 - (iii) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から平成38年2月7日までは、割当数から前(i)及び(ii)で行使した数を控除した残りの数行使することができる。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員(以下「当社の取締役等」という。)のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- (4) 新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合(任期満了又は定年退職の場合を除く。)、当社は、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (5) 新株予約権者が、当社と競業関係にある会社を設立し、又は当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員の内いずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
 - (6) 新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者(以下「反社会勢力等」という。)に該当し、又は、反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、取締役会の決議により当該新株予約権者が有する新株予約権の権利行使を認めない旨の決定をすることができるものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
3. 取締役のうち1名が保有している新株予約権は、当該取締役が取締役に就任する前に付与されたものであります。

- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	高 山 泰 仁	学校法人恭敬学園 理事
取 締 役	雨 宮 孝 介	事業統括本部長
取 締 役	葛 野 悦 子	レジャー部門管掌
取 締 役	前 田 宣 彦	執行役員コーポレート本部長
取 締 役	國 重 惇 史	株式会社シーアンドイー取締役会長
取 締 役	河 合 洋	株式会社つなぐ研究所代表取締役
取 締 役	戸 田 輝	株式会社ヴィアτζジョ代表取締役社長
常 勤 監 査 役	菊 池 直 俊	菊池公認会計士事務所代表
監 査 役	川 合 弘 毅	特定非営利活動法人クロスフィールズ監事 やまと監査法人社員 加和太建設株式会社取締役
監 査 役	志 村 直 子	西村あさひ法律事務所パートナー

(注) 1. 重要な兼職の異動の状況について

- (1) 代表取締役会長兼社長高山泰仁氏は、平成28年8月17日に株式会社トラベルカフェの取締役を退任しております。
- (2) 取締役國重惇史氏は、平成28年12月20日に株式会社リミックスポイントの代表取締役社長を退任しております。
2. 取締役國重惇史氏及び河合洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役菊池直俊氏、川合弘毅氏及び志村直子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役菊池直俊氏及び川合弘毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役全員と社外監査役全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役前田宣彦氏は執行役員を兼務しております。平成29年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

職 名	氏 名
執行役員内部監査室長	潮 田 和 則
執行役員第1営業本部長	前 澤 弘 基
執行役員第2営業本部長	多 田 清 花
執行役員 兼 Tabikobo Vietnam Co. Ltd. 社長	中 川 靖 之

7. 当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。
 - ・平成28年4月27日をもって、取締役飯田龍也氏は、辞任により退任いたしました。
 - ・平成28年5月13日をもって、監査役野口孝寿氏は、辞任により退任いたしました。
 - ・國重惇史氏は、平成28年5月13日開催の臨時株主総会最終の時をもって監査役を辞任するとともに、同臨時株主総会にて取締役に選任され、同日就任いたしました。
 - ・平成28年5月13日開催の臨時株主総会にて、菊池直俊氏及び志村直子氏が監査役に選任され、両氏とも同日就任いたしました。

8. 平成29年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	職名	
	変更前	変更後
山田有香	統括マネージャ兼大阪支店長	執行役員第3営業本部長 兼大阪支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役國重惇史氏、社外取締役河合洋氏、取締役戸田輝氏及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	74,760 (11,100)	74,760 (11,100)	—	—	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15,390 (14,700)	15,390 (14,700)	—	—	5 (4)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（2名）に対する使用人分給与として25,420千円支給しております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成28年4月27日をもって退任した社外取締役1名、平成28年5月13日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した監査役及び社外監査役各1名を含んでいるためであります。
3. 國重惇史氏は、平成28年5月13日開催の臨時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役就任したため、人数及び支給額について監査役期間は社外監査役に、取締役期間は社外取締役に含めて記載しております。
4. 取締役の報酬額は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、平成27年6月26日開催の第21回定時株主総会で決議された年額500,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の範囲で、取締役会において決定しております。
5. 監査役の報酬額は、常勤・非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成27年6月26日開催の第21回定時株主総会で決議された年額300,000千円以内の範囲で、監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	國重 惇史	株式会社シーアンドイー	取締役会長	当社と株式会社シーアンドイー及び株式会社リミックスポイントとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社リミックスポイント	代表取締役社長	
取締役	河合 洋	株式会社つなぐ研究所	代表取締役	当社と株式会社つなぐ研究所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	菊池 直俊	菊池公認会計士事務所	代表	当社と菊池公認会計士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	川合 弘毅	特定非営利活動法人クロスフィールズ	監事	当社と特定非営利活動法人クロスフィールズ、やまと監査法人及び加和太建設株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		やまと監査法人	社員	
		加和太建設株式会社	取締役	
監査役	志村 直子	西村あさひ法律事務所	パートナー	当社は西村あさひ法律事務所との間で法律顧問契約を締結しております。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況及び発言状況
國重 惇史	社外取締役	平成28年5月13日の就任後に開催された取締役会19回のうち16回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、当社の経営全般にわたり意見を述べるなど、種々の発言を行いました。 なお、國重惇史氏は、平成28年5月13日の臨時株主総会終結の時をもって当社の監査役を退任いたしました。が、当事業年度開始日から退任までの間に開催された取締役会2回と監査役会2回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、当社の経営全般にわたり助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
河合 洋	社外取締役	当事業年度に開催された21回の取締役会のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と、また特にサービス業における顧客満足度向上に関する専門的知識と業務経験から、当社の経営全般に関し助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
菊池 直俊	社外監査役	平成28年5月13日の就任後に開催された19回の取締役会と13回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、会計と内部統制の観点を中心に、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
川合 弘毅	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には21回中20回、また、監査役会には15回中15回出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、会計と内部統制の観点を中心に、当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。
志村 直子	社外監査役	平成28年5月13日の就任後に開催された19回の取締役会と13回の監査役会のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、特にコーポレート・ガバナンス及び法令遵守の観点で当社の経営全般や取締役会の運営について助言や意見を述べるなど、種々の発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,750千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画における監査時間や人員配置などの内容、従前の事業年度における監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

①処分の対象者 新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

※併せて、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

③処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる体制をとります。
- b. コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、各部門から選抜された役職員から成る「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、当社事業運営上認識すべきリスク管理あるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、対応方針を策定した上で、当該方針に基づき各部門にて問題解決に向けた取り組みを遂行し、その結果を取締役会に適宜報告する体制をとります。
- c. 「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」は、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めるものとします。
- d. 組織的又は個人による違法行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度（ヘルプライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を推進いたします。
- e. 監査役は独立した立場から当社グループの内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行について監査を行います。
- f. 当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について、内部監査を実施いたします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び「文書管理規程」等の社内諸規程に従い、保存・管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社におけるリスク管理に関する基本事項を「リスク管理規程」に定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることに努めます。
- b. リスク管理を担う機関として代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する課題・対応策について検討いたします。
- c. 業務執行部門から独立した内部監査室が、リスク管理活動の取組状況について、内部監査を実施いたします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて、適宜臨時に開催いたします。
- b. 経営判断が効率的に行えるよう役員会を毎月 2 回に開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略等について審議を行い、必要事項は取締役会に上程する体制を採ります。
- c. 取締役会の決定に基づく執行業務については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内諸規程において、それぞれの責任者・責任と権限等を定めるとともに、随時見直しを行うものとします。

⑤当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の関係会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行います。
- b. 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について指導指針を策定し、取締役会の承認を得て、随時指示を与えることで当社の関係会社の経営管理を行います。
- c. 当社は、業務の適正性及び有効性確保のために内部監査室による内部監査を実施いたします。
- d. 当社は、当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施するとともに、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備いたします。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、必要に応じて、その要請に基づき、監査役の職務を補助する使用人を配置いたします。
 - b. 当該使用人の職務に関しては、取締役その他役員等の指揮命令を受けず、監査役の指示に従うものとし、当該使用人の人事（人事評価・異動等）について、監査役の同意を得るものとします。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の経営に関する重要な会議への出席及び取締役会議事録並びに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。
 - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する体制を採ります。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設けます。
 - b. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を図り、情報交換を行い、相互の適切な意思疎通を確保することで、効果的な監査業務遂行ができる体制を採ります。
 - c. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a. 当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備いたします。
 - b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備いたします。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保のため、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記体制に基づく内部統制システムの整備について、内部監査室により点検を行い、その適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社の役職員が通報・相談できる窓口を設置し、社内イントラネットへの掲示により役職員への周知を図っております。また、通報・相談によって、社内に不利益な処遇を受けることがないことを「内部通報制度運用規程」で定めております。
- ・内部監査については、代表取締役直轄の内部監査室が、年間計画に基づき当社各部門及び当社関係会社について監査を行い、代表取締役社長への報告を実施しました。

② リスクマネジメントに関する取り組み

- ・当社グループのリスク管理の目的、体制及び手法を定めた「リスク管理規程」について、社内イントラネットへの掲示等により役職員への周知を図っております。
- ・当社グループのリスク抽出及びその対応策についてリスク管理委員会で審議の上、重点的に取り組むべき課題及び対応策について検討いたしました。またその対応の進捗についても同様のプロセスで確認を実施しました。

③ 職務執行の適正性及び効率性に関する取り組み

- ・当事業年度は当社取締役会を21回開催し、法令及び定款で定められた専決事項の決議に加え、コーポレート・ガバナンス体制及び当社グループの業績に大きな影響を与えうる業務執行の決定を実施しました。
- ・当事業年度は当社の代表取締役社長、取締役、執行役員及び重要な使用人が参加する役員会を24回開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について協議して機動的な決定を実施しました。

④ 関係会社管理

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社に関する重要事項について、当社子会社により報告を受けております。
- ・取締役会において当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認し、審議を実施しました。

⑤ 監査役監査体制

- ・監査役への報告については、監査役が当社の重要な会議体へ出席する機会を確保することで、これらの会議を通じた監査役への報告及び情報提供を実施しました。
- ・監査役は、当社の内部監査室及び監査法人と定期的に情報共有会を開催するほか、当社取締役から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等について報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,241,983	流 動 負 債	2,301,289
現金及び預金	971,755	買掛金	375,037
売掛金	352,226	リース債務	22,690
割賦売掛金	88,213	未払金	66,672
旅行前払金	667,001	未払法人税等	2,637
前払費用	40,933	未払費用	80,390
繰延税金資産	26,457	旅行前受金	1,644,698
その他	95,925	預り金	32,876
貸倒引当金	△528	賞与引当金	58,601
固 定 資 産	560,007	その他	17,685
有 形 固 定 資 産	121,771	固 定 負 債	89,265
建物附属設備	69,650	リース債務	19,880
車両運搬具	5,384	資産除去債務	30,584
工具、器具及び備品	8,056	その他	38,801
リース資産	38,679	負 債 合 計	2,390,555
無 形 固 定 資 産	75,648	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	36,044	株 主 資 本	422,780
ソフトウェア仮勘定	39,603	資 本 金	90,000
投 資 そ の 他 の 資 産	362,587	利 益 剰 余 金	332,780
関係会社株式	3,455	その他利益剰余金	332,780
長期貸付金	4,986	特別償却準備金	2,539
長期前払費用	2,909	繰越利益剰余金	330,241
繰延税金資産	272	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△11,345
差入保証金	204,012	繰延ヘッジ損益	△11,345
その他	151,937	純 資 産 合 計	411,435
貸倒引当金	△4,986	負 債 純 資 産 合 計	2,801,991
資 産 合 計	2,801,991		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,511,964
売上原価		19,474,427
売上総利益		3,037,537
販売費及び一般管理費		2,742,039
営業利益		295,498
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	242	
違約金収入	7,000	
その他	3,076	10,388
営業外費用		
支払利息	1,179	
支払保証料	2,903	
為替差損	17,142	
その他	1,959	23,185
経常利益		282,701
特別損失		
固定資産売却損	1,854	
固定資産除却損	171	2,026
税引前当期純利益		280,675
法人税、住民税及び事業税	56,883	
法人税等調整額	42,763	99,646
当期純利益		181,028

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		その他利益剰余金			
		特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
平成28年4月1日残高	90,000	3,794	147,957	151,751	241,751
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		△1,254	1,254	—	—
当期純利益			181,028	181,028	181,028
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△1,254	182,283	181,028	181,028
平成29年3月31日残高	90,000	2,539	330,241	332,780	422,780

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日残高	△308	△25,497	△25,805	215,946
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				—
当期純利益				181,028
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	308	14,152	14,460	14,460
事業年度中の変動額合計	308	14,152	14,460	195,489
平成29年3月31日残高	—	△11,345	△11,345	411,435

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物附属設備 15年
- ・車両運搬具 6年
- ・工具、器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価は、出発日基準にて計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規定」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建短期金銭債権債務は決算日の為替相場によって換算しており、換算差額は損益にて処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方法によっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

III. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

1. 前事業年度まで区別掲記していた「未収入金」及び「未収消費税」は、当事業年度より金額の重要性がなくなったため流動資産「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における「未収入金」及び「未収消費税」はそれぞれ87,256千円、313千円であります。
2. 前事業年度まで区別掲記していた、「敷金」及び「保険積立金」は、当事業年度より金額の重要性がなくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における、「敷金」及び「保険積立金」は、それぞれ124,740千円、21,736千円であります。
3. 前事業年度まで区別掲記していた「長期未払金」及び「預り保証金」は、当事業年度より金額の重要性がなくなったため固定負債の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度における固定負債「長期未払金」及び「預り保証金」はそれぞれ22,301千円、16,500千円であります。
4. 前事業年度において「売掛金」に含めておりました「割賦売掛金」（前事業年度52,028千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。
5. 前事業年度において投資その他の資産の「その他」に含めておりました「長期前払費用」（前事業年度3,159千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

損益計算書

前事業年度において「受取利息及び受取配当金」と表示していた「受取利息」（前

事業年度306千円)及び「受取配当金」(前事業年度1,082千円)は明瞭表示の観点から当事業年度において区別掲記しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 131,563千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び債務 | |
| 金銭債権 | 一千円 |
| 金銭債務 | 71,004千円 |

V. 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | 961,089千円 |

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------|------------|
| 当事業年度末日における発行済株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 1,800,000株 |

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年3月31日)
(繰延税金資産)	
賞与引当金	18,078千円
為替予約	5,061千円
資産除去債務	9,365千円
長期未払金	6,828千円
未払事業所税	1,230千円
その他	7,728千円
繰延税金資産小計	48,292千円
評価性引当額	△13,628千円
繰延税金資産合計	34,664千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する有形固定資産	6,738千円
特別償却準備金	1,195千円
繰延税金負債合計	7,934千円
繰延税金資産純額	26,730千円

VIII. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。割賦売掛金については、信販会社との保証契約により顧客の信用リスクをヘッジしております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、個別注記表「I. 重要

な会計方針に係る事項に関する注記 5. 「ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等を把握したときは、速やかに対応する等して、その軽減に努めております。

② 市場リスクの管理

当社は、外貨建金銭債務について、主要通貨の為替変動リスクに対して原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は財務経理セクションが行っております。なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新する等、そのリスク軽減に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	971,755	971,755	—
(2)売掛金	352,226	352,226	—
(3)割賦売掛金	88,213	88,213	—
資産計	1,412,194	1,412,194	—
(1)買掛金	375,037	375,037	—
負債計	375,037	375,037	—
デリバティブ取引	△16,451	△16,451	—

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦売掛金

割賦売掛金は、顧客の信用リスクの変動の影響を受けないと考えられることから、一定の期間ごとに区分した割賦売掛金ごとに満期までの期間を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表の計上額
差入保証金	204,012

差入保証金については、償還予定時期を合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ALOHA 7, INC.	Honolulu, Hawaii, U. S. A.	102.5千USD	旅行業	(所有) 100.0	旅行商品の仕入	商品仕入	960,490	買掛金	71,004
							旅費交通費	598		

(注) 1. 取引条件は独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行っております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 228円58銭

2. 1株当たり当期純利益 100円57銭

(注) 当社は、平成28年12月10日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

XI. 重要な後発事象に関する注記

1. 公募増資による新株の発行

当社は、平成29年4月18日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、平成29年3月15日及び平成29年3月30日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、平成29年4月17日に払込が完了しました。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 450,000株
(3) 発行価格	1株につき 1,370円
(4) 引受価額	1株につき 1,260.40円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
(5) 資本組入額	1株につき 630.20円
(6) 発行価額の総額	466,650千円 会社法上の払込金額の総額であります。
(7) 引受価額の総額	567,180千円
(8) 資本組入額の総額	283,590千円
(9) 払込期日	平成29年4月17日

(10) 資金の使途	「XI. 重要な後発事象に関する注記 2. 第三者割当増資による新株発行」による手取金との合計額のうち400,000千円を基幹業務システム及び販売・顧客管理強化のためのシステム投資に係る設備資金に、残額を人件費及び採用研修費に充当する予定であります。
------------	---

2. 第三者割当増資による新株発行

当社は、平成29年4月18日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、平成29年3月15日及び平成29年3月30日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、平成29年5月17日に払込が完了しました。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式 84,000株
(2) 割当価格	1株につき 1,260.40円
(3) 割当先	大和証券株式会社
(4) 資本組入額	1株につき 630.20円
(5) 発行価額の総額	87,108千円 会社法上の払込金額の総額であります。
(6) 引受価額の総額	105,873千円
(7) 資本組入額の総額	52,936千円
(8) 払込期日	平成29年5月17日
(9) 資金の使途	「XI. 重要な後発事象に関する注記 1. 公募増資による新株の発行」による手取金との合計額のうち400,000千円を基幹業務システム及び販売・顧客管理強化のためのシステム投資に係る設備資金に、残額を人件費及び採用研修費に充当する予定であります。

XII. その他の注記

該当ありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月29日

株式会社旅工房
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 百井俊次 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安藤勇 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社旅工房の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年3月15日及び平成29年3月30日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、平成29年4月17日に払込が完了している。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年3月15日及び平成29年3月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、平成29年5月17日に払込が完了している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告の監査結果
 - ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

- (1) 個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、当社は平成29年3月15日及び平成29年3月30日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、平成29年4月17日に払込が完了しております。
- (2) 個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、当社は平成29年3月15日及び平成29年3月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、平成29年5月17日に払込が完了しております。

平成29年5月30日

株式会社 旅工房 監査役会

常勤社外監査役

菊池直俊 ㊟

社外監査役

川合弘毅 ㊟

社外監査役

志村直子 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の充実とガバナンス強化のため、取締役を1名増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<small>なかお りゅういちろう</small> 中尾 隆一郎 昭和39年5月15日生	平成元年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社	—
	平成15年4月 同社 事業統括室エグゼクティブマネジャー	
	平成16年4月 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ マーケティングファンクション・ユニット長	
	平成18年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス） 事業統括室カンパニーパートナー	
	平成19年4月 同社 すまいカンパニー執行役員	
	平成25年4月 株式会社リクルートテクノロジーズ 代表取締役社長	
	平成28年4月 株式会社リクルートホールディングス リクルートHR研究機構 室長	
	平成29年4月 同社 リクルートワークス研究所副所長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社リクルートホールディングス リクルートワークス研究所副所長	

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中尾隆一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中尾隆一郎氏は、株式会社リクルートホールディングスとその関連会社で経営幹部や代表取締役社長等を歴任されており、また、主にシステム部門及びミドルマネジメント層の組織活性化・人材育成について専門的な知識と幅広い業務経験を有することから、その豊富な知識・経験に基づく当社経営に対する監督と意見を期待して、社外取締役として選任するものです。
4. 中尾隆一郎氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として指定し同取引所へ届け出る予定であります。
5. 当社は、中尾隆一郎氏が取締役に就任した場合には、当社の定款に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の内容は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定するというものであります。

以 上